

## ＜神奈川県からのお知らせ＞ 平成21年4月以降の請求について ③

平成21年6月2日  
神奈川県保健福祉部障害福祉課自立支援調整班

### 問い合わせの多い加算の算定方法について

4月に報酬の改定が行われてから、特に問い合わせの多い事項をまとめましたので、請求の参考にして下さい。

#### 1 加算の算定規模について

##### ● これまでの算定規模の考え方

定員規模別単価の取扱について

（前略）ただし、多機能型事業所又は複数の昼間実施サービスを実施する指定障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。）については、当該多機能型事業所等として実施する複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。

（「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」P6）

##### ● 変更のポイント

以下の加算については、算定の規模は多機能型事業所等の定員の合計数ではなく、該当するサービスの定員による。（QA（VOL3-1）3問1参照）

- ・ 目標工賃達成指導員加配加算（就労継続支援B型）
- ・ 重度者支援体制加算（就労継続支援A型、B型）
- ・ 夜勤職員配置体制加算（施設入所支援で、複数の単位を設定している場合）

#### 2 リハビリテーション加算について

##### ● 報酬算定のポイント

リハビリ担当職員（PT、OT等）が不在の日であっても、当該加算の算定要件を満たしている場合には、対象利用者がサービス利用した全日において当該加算の算定が可能である。

##### ● 補足

報酬算定の留意事項通知 P35には「（前略）利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること」とあり、QA（VOL2）問3-2では「サービス提供に当たっては、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別のリハビリテーションを行うこととする」と

ある。

この整合性については、適切なリハビリテーション計画が立てられており、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が個別に支援を行う他、日々の支援の中でもリハビリテーションは行われることが加算要件であり、PT、OT等による個別の支援が毎日行われていなくても、利用した日において当該加算を算定して差し支えない。

### 3 入院時支援特別加算を算定する際の補足給付について

#### ● 報酬算定のポイント

入院時支援特別加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能である。

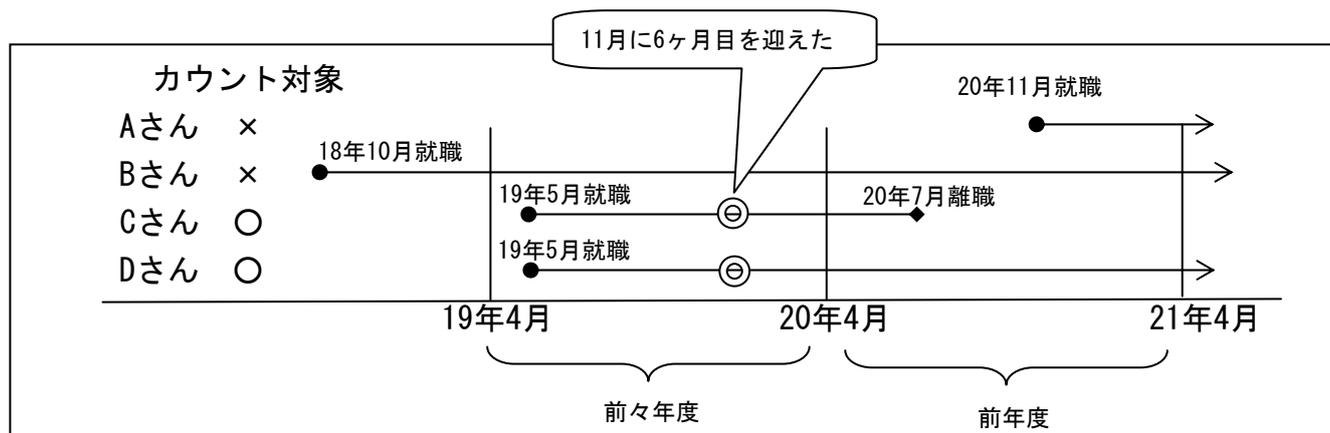
当該加算は月に1回の算定ができるものなので、補足給付も1日分だけ算定可能ということになる。具体的に算定可能な日とは、サービス提供実績記録表で、その加算フラグを立てる日と同一にして差し支えない。

### 4 就労移行支援体制加算について

#### ● 加算の算定要件概要

前年度、前々年度において、指定就労移行支援事業所における就労移行支援の後就労し、6ヶ月を越える期間就労を継続している者の数を、当該指定就労移行支援事業所の指定就労移行支援にかかる利用定員で除した数に、前年度については100分の80を乗じた数と前々年度については100分の20を乗じた数を加えた数が、一定割合以上の場合、1日につき所定単位数を加算する。

#### ● 就労移行支援の後就労し、6ヶ月を越える期間継続している者の数のカウントの仕方



#### ● 報酬算定のポイント

就労移行支援事業の就労移行支援体制加算について、定員に対する定着率により加算額が異なるため、年度途中で定員が変更した場合は、その年度における一月の平均利用者数を出し、その平均利用者数に対する定着率により判断する。

## 5 短期入所の日中活動併用時の算定について

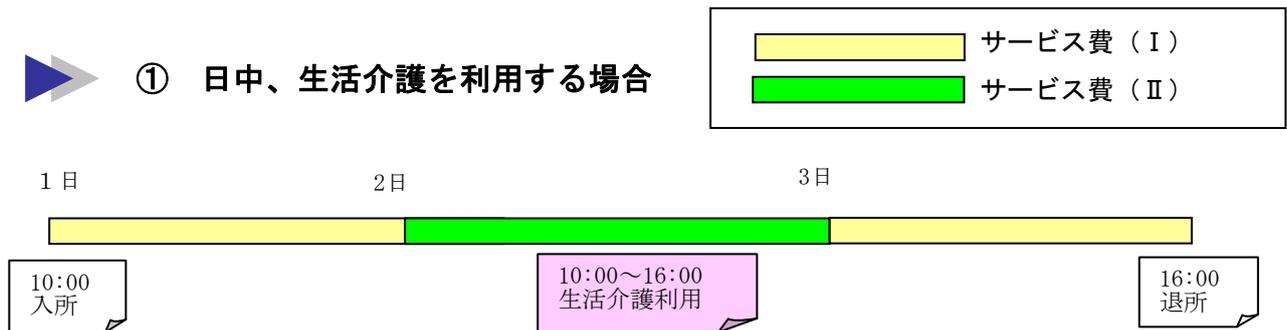
### ● 報酬算定のポイント

短期入所を利用した日（短期入所開始日及び終了日を含む）において、他の日中活動を利用した場合に短期入所サービス費（Ⅱ）を算定する（障害児の場合はサービス費（Ⅳ）を算定する）。

この他に、日中の時間帯を短期入所でサービスを提供していない場合（昼食の提供が目安）も、上記と同様のサービス費を算定する。

### ● 具体的な算定例

#### ▶ ① 日中、生活介護を利用する場合

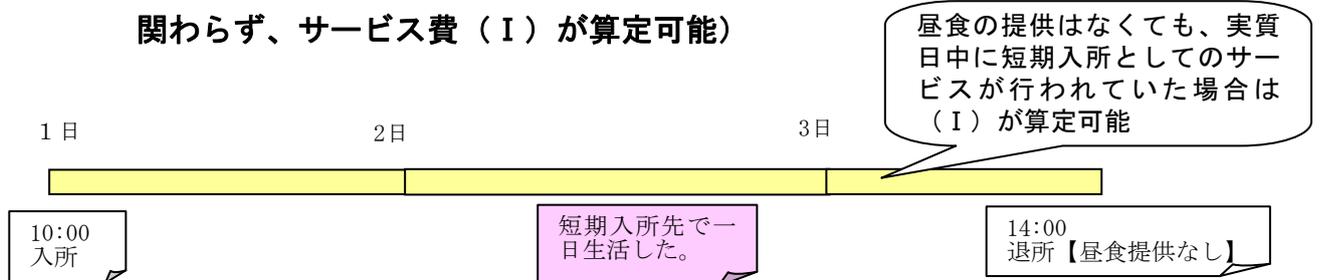


#### ▶ ② 2日目は短期入所施設から通学し、3日目に10:00に退所する場合

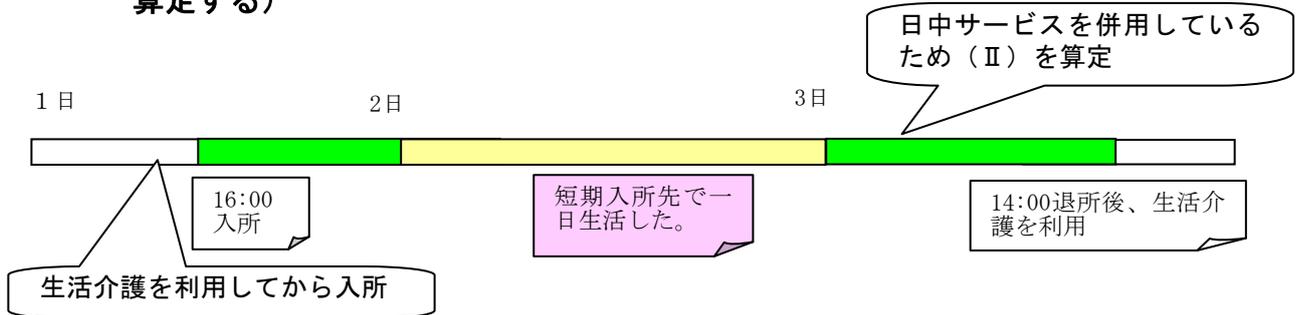


#### ▶ ③ 2日目に体調不良等で昼食を食べなかった場合、午後に退所したが昼食を食べなかった場合

（実質的に短期入所で日中のサービスが行われていた場合は、昼食の提供に関わらず、サービス費（Ⅰ）が算定可能）



- ④ 生活介護を利用してから入所し、退所日も生活介護を利用する場合  
(昼食の提供をした後、他の日中活動を利用する場合はサービス費(Ⅱ)を算定する)



※ 同一敷地内の日中活動と短期入所を併用した場合も、短期入所サービス(Ⅱ)と生活介護サービス費を算定することができる。

## 6 欠席時対応加算の算定について

### ● 報酬算定のポイント

利用を予定していた利用者が、急病等の理由により急遽利用を中止した場合(営業日で2日前までの急遽利用の中止をいう)において、利用者、家族等へ連絡調整を行うとともに、引き続き事業所の利用を促すなどの相談援助を行った場合に1月につき4回を限度として算定する。

### ● 具体的な算定例

#### ① 金曜日に連絡があった場合

曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
営業日	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
利用	○	○	○	○	○	—	—	×	×	×	○	○	—
欠席時 対応加算								○	○	×			

来週の月～水曜日を休む連絡有。相談援助を実施

#### ② 木曜日に連絡があった場合

曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
営業日	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	×
利用	○	○	○	○	×	—	—	×	×	×	○	○	—
欠席時 対応加算					○			○	×	×			

金曜日～水曜日を休む連絡有。相談援助を実施

● 月4回の考え方

当該加算は月に4回まで算定することができる。この月に4回とは、1人の利用者に対して月に4回まで算定可能ということである。

【具体例】

Aさん…A生活介護事業所を月に4回休んだ

B生活介護事業所事業所も利用しており、月に4回休んだ

A事業所でもB事業所でも欠席時対応加算をそれぞれ月4回算定することが可能であり、Aさんに着目すれば、合計8回の算定もあり得る。

● 相談援助の考え方

欠席の理由や体調等の確認、次回の利用の確認や促し、その他必要に応じて相談等を実施し記録をとる。記録票等の様式は各事業で任意に作成する。